

自家消費型太陽光発電設備導入支援事業に係る補助金応募申請に関する

質 問 ・ 回 答 書

令和6年6月10日

| | |
|---------|---|
| 質 問 事 項 | 申請について |
| 質 問 内 容 | 同一事業所の敷地内に変電設備が複数あり、別々に太陽光発電を設置する計画の場合、どのような取り扱いになりますか。 |
| 回 答 | 事業所単位での申請となるため、同一事業所内の設置であれば一つの計画として申請してください。 |

| | |
|---------|--|
| 質 問 事 項 | 申請について |
| 質 問 内 容 | 敷地内に変電設備が複数あり、それぞれ消費電力量が異なるため、設備に関する自家消費量も異なるが、事業所単位で申請となる場合、事業計画書3の記載方法を教えてください。 |
| 回 答 | 事業計画書（3／3）「①発電量見込」及び「②自家消費電力量見込」には申請対象設備の合計値を記載してください。 「④導入前」には導入事業所全体の系統電力消費量の実績を記載してください。 |

| | |
|---------|--|
| 質 問 事 項 | 事業者自身が支出した業務費・事務費等について |
| 質 問 内 容 | 事業者が自主施工する部分（システムの設計費・設置工事等）について、費用の支出はあるものの請求書等がない場合、事業費の対象となりますか。対象になる場合、どのような書類を添付すればよいですか。 |
| 回 答 | システムの設計等の事業を行うために直接必要であって、事業者自身が実施する内容に係る費用についても事業費の対象となります。当該支出がある場合は、算定の根拠を示した内訳書を作成し、当該内容に相違がない旨を記載するなど、申請事業者が証するものを申請書に添付してください。 |